

(証券コード 2613)

平成22年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区明石町8番1号
株式会社 J-オイルミルズ
取締役社長 佐々木 晨 二

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成22年6月28日(月)午後5時35分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町 3階会議室

3. 目的事項 報告事項

1. 第8期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件
2. 第8期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 役員賞与支給の件
第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.j-oil.com>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度のが国経済は、景気は持ち直し傾向があるものの、未だ高水準にある失業率や世界景気の悪化懸念等、依然として厳しい状況にありました。

製油産業におきましては、主原料である大豆のシカゴ相場は、期初は1ブッシェル当たり9米ドル半ばで始まりましたが、南米産地であるアルゼンチンでの干ばつにより生産量の大幅減少が懸念されて、6月には1ブッシェル当たり13米ドル付近まで上昇しました。9月には米国産地での夏場の生育期が順調だったことにより1ブッシェル当たり9米ドルまで下落、以後は、1ブッシェル当たり9米ドル～10米ドル半ばで推移し、期末は1ブッシェル当たり9米ドル半ばで迎えました。

もうひとつの主原料である菜種のウィニペグ相場は、期初は1トン当たり420加ドル付近で始まりましたが、中国によるカナダ菜種の輸入数量が史上最高になるとみられたことにより、6月には1トン当たり480加ドルまで上昇しました。9月にはカナダ産地での夏場の生育期が順調だったことにより1トン当たり370加ドルまで下落、以後は、1トン当たり370加ドル～400加ドル前後で推移し、期末は1トン当たり380加ドル付近で迎えました。

円／米ドルの為替相場は、期初は1米ドル当たり100円付近で始まりましたが、米国の実態経済や財政の悪化等の影響により円高が進行し、11月には1米ドル当たり87円付近まで進みました。1月以降は、ギリシアでの財政悪化問題に起因するユーロ売り米ドル買いの進行等によって米ドル高が回復し、期末は1米ドル当たり93円台で迎えました。

このような環境の下、当社は、景気低迷による内食回帰という状況に対応し、「大豆油たっぷり『AJINOMOTOサラダ油』」や「AJINOMOTOさらさらキャノーラ油」等の家庭用油脂の拡販に取り組むとともに、業務用油脂に関しても、得意先との取組みを強化し、“長く使える”という機能を付加した経済的な汎用油「長調得徳」を提案する等、積極的な販売政策を実施しました。

以上の結果、当事業年度の決算につきましては、売上高は、前期の原料高騰時に比べて製品価格が下落したことにより1,708億75百万円（前期比20.4%減）となりました。利益面では、付加価値商品の拡販や販売量確保によるコストダウン効果等により、営業利益68億75百万円（前期比88.8%増）、経常利益65億72百万円（前期比87.0%増）、当期純利益30億92百万円（前期比58.5%増）となりました。

当事業年度における部門別の概況は、次のとおりであります。

（製油関連事業）

油脂部門におきまして、家庭用油脂は、消費者の内食回帰の傾向により、販売数量は前年を上回り、中でもキャノーラ油とオリーブ油は積極的な拡販活動を展開し前年を大きく上回りました。売上高は、原料が暴騰した前年に比べて販売価格が下落したため、前年を下回りました。

業務用油脂は、消費者の外食離れが進む厳しい販売環境が続く中、当社独自の特許製法による“長く使える油”「長調得徳」シリーズ等を中心とした積極的な拡販活動を展開し、販売数量は前年を上回りました。売上高は、家庭用油脂と同様に、販売価格の値下がりにより前年を大きく下回りました。また、“料理のコクを高めておいしくする油”「美味得徳」フライ油・調味油を昨年7月に上市しました。

加工用油脂は、顧客のニーズに合わせた提案活動への取組み強化を進めたことにより、販売数量は堅調に推移しました。

マーガリンは、家庭用マーガリンは主力商品「ラーマ バターの風味」の販売強化活動により順調に推移しましたが、業務用マーガリンは、消費者の低価格志向により油脂使用量が少ない低価格食パンへ消費が移行したこと等が影響し、販売数量は前年をやや下回りました。

油糧部門におきましては、前年からの油脂在庫増加により搾油量を減らしたことの影響で、販売数量が減少し、原料が高騰した前年に比べ販売価格が下がったことにより、売上高も前年を大きく下回りました。乳牛用配合飼料は、酪農家戸数の減少および販売価格の値下がりにより、販売数量、売上高ともに前年をやや下回りました。

スターチ部門におきましては、米飯改質剤「アミコート」をコンビニエンスストア向けに提案する等積極的な営業活動を展開しましたが、不況により段ボール向け等の工業用澱粉の出荷が不調だったこと等により、販売数量は前年を下回り、原料価格下落に伴う販売価格の値下がりにより売上高も前年を大きく下回りました。

(その他の事業)

健康食品部門におきましては、「豊年Nanoコラーゲン&ヒアルロン酸」や「豊年エルフ」等の消費者向けキャンペーンの効果により、売上高は堅調に推移しました。ファイン素材では、ビタミンK2 (MK-7) が欧州のサプリメント向けに順調に推移し始めました。大豆蛋白シート食品「まめのりさん」は、西洋系レストラン向けレシピを普及させる等の拡販に努め、一昨年来の落ち込みから徐々に回復傾向になってまいりました。

売上高内訳

		金額	比率
売上高	製油関連事業	169,057 ^{百万円}	98.9%
	その他の事業	1,818	1.1
計		170,875 ^{百万円}	100.0%

(2) 資金調達等についての状況（重要なものに限る。）

① 資金調達

当事業年度において、特に記載すべき事項はありません。

② 設備投資

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は69億65百万円で、主なものは、千葉工場の大豆一系列化工事、静岡工場のボトルライン1,000g兼用対応工事、スターチ包装の衛生対策工事、会計システムのバージョンアップ、およびアンローダー設備等の更新工事等であります。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

当事業年度において、該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

当社は、グループの生産を一体的に管理することにより、より効率的な運営と一層の品質向上を目指すため、連結子会社である日華油脂株式会社の若松工場（福岡県北九州市若松区）を、次のとおり当社に統合いたしました。

1) 設備の譲受け

当社は、日華油脂株式会社の若松工場の全ての設備を平成21年10月1日をもって譲受けました。

2) 従業員の転籍

日華油脂株式会社若松工場の従業員は、平成21年10月1日をもって全員が当社に転籍しました。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当社は、辻製油株式会社（三重県松阪市）との業務提携および株式相互保有に関する基本契約に基づき、平成21年11月30日に同社の普通株式3,800株（発行済株式数の10.08%）を取得しました。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当事業年度において、該当事項はありません。

(3) 財産および損益の状況の推移

期 別 区 分	第5期 平成18年度	第6期 平成19年度	第7期 平成20年度	第8期 (当事業年度) 平成21年度
売 上 高	152,079 <small>百万円</small>	179,346 <small>百万円</small>	214,770 <small>百万円</small>	170,875 <small>百万円</small>
経 常 利 益	4,928 <small>百万円</small>	2,243 <small>百万円</small>	3,513 <small>百万円</small>	6,572 <small>百万円</small>
当 期 純 利 益	3,338 <small>百万円</small>	1,264 <small>百万円</small>	1,950 <small>百万円</small>	3,092 <small>百万円</small>
1株当たり当期純利益	19 97 <small>円 銭</small>	7 56 <small>円 銭</small>	11 67 <small>円 銭</small>	18 51 <small>円 銭</small>
総 資 産	137,176 <small>百万円</small>	145,599 <small>百万円</small>	150,408 <small>百万円</small>	142,083 <small>百万円</small>
純 資 産	62,214 <small>百万円</small>	61,038 <small>百万円</small>	61,363 <small>百万円</small>	63,636 <small>百万円</small>
1株当たり純資産	372 18 <small>円 銭</small>	365 21 <small>円 銭</small>	367 37 <small>円 銭</small>	381 17 <small>円 銭</small>

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)によって算出しており、「1株当たり純資産」は期末発行済株式総数(自己株式控除後)によって算出しております。

(4) 対処すべき課題

製油産業を取り巻く環境は、国内外ともますます厳しい状況で推移しております。

国内においては、少子高齢化・人口減少によるマーケット縮小という従来からの構造的課題に加え、世界的な経済危機の影響による急速な景気悪化や安心・安全ニーズの更なる拡大等の課題に直面しております。

他方、国際的には、中国やインドを始めとする新興国は今後も経済発展を続けると見込まれ、人口増加と生活水準向上により長期的には穀物需給が一層逼迫するものと思われます。さらに、地球温暖化の影響による気象変動や投機マネーの動向も影響して、穀物相場は今後も乱高下することが予想されます。

このようにますます厳しさを増している事業環境の下、当社は、まず何よりも、事業の基盤であるお客様の信頼に応えるため、品質・安全マネジメントの更なる強化に取り組んでまいります。

また、食料自給率の低いわが国において安定的に製品を供給するためには、原料穀物の安定した調達が不可欠であり、そのためにもコストに見合った製品価格を実現・維持すべく、粘り強くお客様の理解を得る努力を続けてまいります。

中長期的な経営戦略に関しては、第二期中期経営計画の4年目（最終年度）に当たり、上記のような環境変化を踏まえ、一層の基盤強化に努めるとともに、事業の発展・成長を目指して各種の施策を実施しております。

具体的には、「Change & Strong 変えよう逞(たくま)しく」をスローガンとし、CSR経営の推進・価格は正力の再構築・更なるコストダウンの追求等により、事業基盤を一層強化するとともに、人材育成・付加価値商品の拡販・海外市場への積極的展開等により、成長・発展を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
製油関連事業	業務用油脂・家庭用油脂、マーガリン 油糧（大豆ミール・菜種ミール・食品大豆） 飼料 スターチ（コーンスターチ・加工澱粉）
その他の事業	健康食品（栄養補助食品・トコフェロール） 倉庫業・不動産賃貸等

(6) 主要な事業所

本 社	東京都中央区明石町8番1号		
支社および支店	東京支社（東京都中央区） 北海道支店（札幌市中央区） 関東支店（東京都中央区） 北陸支店（石川県金沢市） 四国支店（香川県高松市）	大阪支社（大阪市北区） 東北支店（仙台市青葉区） 名古屋支店（名古屋市中区） 中四国支店（広島市中区） 九州支店（福岡市中央区）	
工場および事業所	千葉工場（千葉市美浜区） 静岡工場（静岡市清水区） 神戸工場（神戸市東灘区） 坂出事業所（香川県坂出市）	横浜工場（横浜市鶴見区） 浅羽工場（静岡県袋井市） 若松工場（北九州市若松区）	
研 究 所	油脂研究所（横浜市鶴見区・静岡市清水区） スターチ研究所（横浜市戸塚区） ファイン研究所（静岡県袋井市・横浜市戸塚区） 生化学研究所（横浜市戸塚区）		

(注) 若松工場は、平成21年10月1日をもって、連結子会社である日華油脂株式会社から当社に統合いたしました。

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
986名	12名増	42.1歳	14.7年

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	百万円 4,311
農林中央金庫	3,530
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,110

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社J-ビジネスサービス	百万円 480	% 100	保有不動産の賃貸
日華油脂株式会社	290	100	油脂・油糧・大豆蛋白の販売
株式会社J-ケミカル	90	100	接着剤・ホルマリン等の販売
株式会社J-ウィズ	20	100	油脂・油糧等の販売および損害保険代理業

(注) 日華油脂株式会社は、平成21年10月1日をもって、同社若松工場を当社に統合したことに伴い、販売会社となりました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 540,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 167,542,239株 (うち自己株式594,683株)
 (3) 株 主 数 15,560名 (前期比418名増)
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	(持株比率)
味 の 素 株 式 会 社	45,269	(27.1)
住 友 商 事 株 式 会 社	12,246	(7.3)
三 井 物 産 株 式 会 社	10,865	(6.5)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10,837	(6.5)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,991	(3.0)
東京海上日動火災保険株式会社	4,144	(2.5)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	2,951	(1.8)
J-オイルミルズ取引先持株会	2,901	(1.7)
株式会社みずほコーポレート銀行	2,713	(1.6)
三井住友海上火災保険株式会社	2,713	(1.6)

(注)「持株比率」は、自己株式控除後の発行済株式総数によって算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当
代表取締役 取締役社長	佐々木 晨 二	
代表取締役兼専務執行役員	河 端 和 雄	製油事業本部長
代表取締役兼専務執行役員	澤 野 雅 俊	油脂営業本部長
取締役兼専務執行役員	榎 田 純 和	コーポレート部門 担当
取締役兼専務執行役員	中 園 直 樹	第二事業本部長
取締役兼常務執行役員	松 崎 成 秀	研究開発本部長
取締役兼常務執行役員	中 井 武	生産本部、人財開発部、情報システム部 担当
常勤監査役	廣 田 秀 雄	
常勤監査役	佐 伯 賢	
監 査 役	浮 田 武 家	

- (注) 1. 取締役榎田純和氏は、平成22年4月1日をもって代表取締役に就任いたしました。
2. 常勤監査役廣田秀雄および監査役浮田武家の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役浮田武家氏は、株式会社富士銀行（現 株式会社みずほコーポレート銀行）の取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役松下充孝氏および監査役北口徹氏は、平成21年6月26日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

	取 締 役		監 査 役 (うち社外監査役)	
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額
	名	百万円	名	百万円
基 本 報 酬	8	163	4 (2)	42 (22)
役 員 賞 与	7	41	—	—
退職慰労引当金繰入額	8	42	4 (2)	7 (3)
計	—	246	—	50 (25)

- (注) 1. 上記には、平成21年6月26日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の基本報酬限度額は月額20百万円であります(平成16年6月29日開催の第2回定時株主総会決議)。
3. 監査役の基本報酬限度額は月額5百万円であります(平成16年6月29日開催の第2回定時株主総会決議)。
4. 役員賞与は、平成22年6月29日開催予定の第8回定時株主総会において決議する予定であります。
5. 上記報酬等とは別に、平成21年6月26日開催の第7回定時株主総会決議に基づき、当事業年度において、退任取締役1名に対し19百万円および退任監査役1名に対し8百万円の退職慰労金を支給いたしました。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
常勤監査役	廣 田 秀 雄	当事業年度に開催した取締役会19回中18回および監査役会25回すべてに出席し、経営および業務の適法性・適正性の観点から適宜発言を行っております。
監 査 役	浮 田 武 家	当事業年度に開催した取締役会19回および監査役会25回すべてに出席し、金融機関の役員・事業会社の経営者としての豊富な経験および知見に基づき適宜発言を行っております。

(注) 監査役浮田武家氏につきましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項および当社定款第37条の定めに基づき、当社は社外監査役浮田武家氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 監査業務の報酬等の額

63百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査については実質的に区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

68百万円

(3) 非監査業務の内容

国際財務報告基準（I F R S）への移行等に関する助言業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

法令の趣旨を踏まえ、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会は、監査役会の請求または同意を経て、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の整備に関する基本方針について、当社の取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

現代は企業の社会的責任が問われる時代であり、成熟化した21世紀型の社会の企業に対する期待は、経済的価値の提供のみならず、社会的価値や環境的価値の提供まで広がってきている。当社は経済、環境、社会等の幅広い分野においてその責任を果たし、そのことにより当社自身の持続的な発展を実現していくことを、業務運営の基本とする。

(2) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制を統括する組織として、社長の指名する役付執行役員を委員長とし、各部門の責任者および組合代表者が参加する「企業行動委員会」を設置している。「企業行動委員会」は、当社の経営者、従業員が遵守すべき社会的規範を定めた「J-オイルミルズ行動規範」に基づいた経営、企業活動が行われているかを審議する。また、当社の企業倫理を確立し、社会の信頼を得ることを目的とした「企業倫理規程」を制定し、その中には「内部通報制度（ヘルプライン）」についても規定し、取締役、使用人等がコンプライアンスに背く行為が行われ、また行われようとしていることに気付いた場合には、「企業行動委員会」に通報しなければならないと定めている。会社は通報者が不利益を被らないよう保護規定を設けている。さらには、「独禁法遵守」にあたっては、特にその「ガイドライン」を策定し、取締役、使用人を問わず、その周知徹底を実施する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する事項

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の適切な保存・管理を行う。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ 社長が招集する経営会議議事録と関連資料
- ④ 取締役が主催する重要な会議の議事の経過の記録と指示事項と関連資料
- ⑤ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

以上これらの情報セキュリティに関するガイドラインを制定し、個人情報保護に関しては、その重要性に鑑み、「個人情報保護規程」を制定する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「企業行動委員会」の中に、社長の指名する取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスク（不確実性）に対処すべく、トータル・リスクマネジメントの実践的運用を行う。

また、特に反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないことを基本方針として、組織全体として対応するものとする。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を開催し、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、全取締役および役付執行役員が出席する経営会議を原則毎月3回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行う。個別業務の運営に関しては、事業環境を踏まえた年度予算と中期経営計画の策定により、全社が一丸となって達成すべき目標を設定、具体策を立案しながら実現に邁進する。

(6) J-オイルミルズグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は「企業行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」、監視するための「企業行動委員会」等をグループ会社にも一様に適用し、法令および定款に適合する業務執行を確保する。また、業務の適正と効率性を確保するために、当社規程類もあわせグループ会社にも適用する。グループ会社の経営に関しては、その独自性や自主性を尊重するも、事業内容および重要案件に関しては当社の経営会議において協議することとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役の求めに応じてスタッフを置くべきときは、その人事も含め取締役と監査役間において意見交換を行い、スタッフを適宜置く。また、社内監査業務を行う監査部とも密接に連携し、監査役の職務遂行に資する。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の人事は取締役と監査役間において意見交換の後、監査役会の同意を必要とする。

(9) 監査役への報告に関する事項

取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、全取締役、執行役員および部長層からの業務報告の聴取、ならびに、各事業所・工場や関係会社への往査を実施することができる。監査役が監査を実施する際に要請がある場合は、監査部がこれに協力する。

また、常勤監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席する。また、稟議書およびその他の重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることとする。なお、監査役は、当社会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うことで、連携を図る。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、平成20年6月27日開催の第6回定時株主総会において、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）を導入することを決議しております。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値の源泉は、(Ⅰ)長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績、(Ⅱ)その実績から得られたお客様の信頼、(Ⅲ)お客様の信頼を裏付ける技術力、にあると考えます。

① 中期経営計画

このような企業価値の源泉をさらに強固なものとするため、当社では、中期経営計画を策定することにより企業価値の発展を図っております。

当社の前身である㈱ホーネンコーポレーション、味の素製油㈱および吉原製油㈱の3社合併の年を初年度とする第一期中期経営計画においては、3社統合によるシナジー効果の最大限の発揮と、競争力強化のための新会社の基盤整備に努め、所期の成果を挙げることができました。

平成20年3月期を初年度とする4ヵ年計画である第二期中期経営計画においては、まず第一に食品安全の強化と品質向上の推進を掲げ、品質・安全性向上のための設備投資や品質マネジメントシステムの強化等ハード・ソフトの両面から取り組んでおります。また、第二の施策として人材育成を掲げ、業務革新運動・教育制度の充実等を通じて、一人一人の従業員の能力向上に取り組んでおります。その他、研究開発部門における付加価値商品開発技術・能力の強化、安定供給の基盤となる収益力の増強等、当社の企業価値の源泉の維持・向上に繋がる各種施策を通じ、更なる成長・発展を図り、もって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

② コーポレート・ガバナンス

また当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための重要な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

当社は経営効率化のために執行役員制度をとり、原則として月に3回開催される経営会議における意思決定に基づき各執行役員が業務を執行しております。業務執行および意思決定のうち重要なものについては、毎月開催される取締役会に付議・報告され、その監督に服するものとしております。

監査役会は、常勤監査役2名(うち社外監査役1名)・非常勤の社外監査役1名の3名からなり、各監査役は、毎月開催される取締役会に出席して取締役の意思決定・業務執行を監視・監督しております。また、常勤監査役は経営会議にも出席し、取締役による業務執行を適法性・適正性の観点から監視・監督しております。

このように当社では、経営上の意思決定および業務執行につき、取締役会および監査役会による監視・監督により、適法かつ適正な業務執行が行われるような仕組みをとっておりますが、今後更にコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 本対応策の目的

本対応策は、当社株式の大量取得行為が行われる場合の当社における手続を定め、このような大量買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することにあります。

これにより、当社の企業価値の源泉である、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力等が害されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

② 本対応策の概要

本対応策は、有事の際に対抗措置を発動する可能性を事前に予告する事前警告型買収防衛策です。具体的には、次のような内容を有しています。

- (i) 当社が発行者である株券等について20%以上の買付等を行うことを希望する買付者等は、あらかじめ買付等の内容の検討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。
- (ii) 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることができます。
※独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成されます。
- (iii) 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。
- (iv) 買付者等が、本対応策の手続を遵守しない場合や当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を経た上、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- (v) 上記(ii)乃至(iv)にかかわらず、当社取締役会は、(a)買付者等が本対応策に定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(b)新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会における手続の他、株主総会を招集して、当該株主総会において、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- (vi) 本対応策に基づく対抗措置として、新株予約権を割り当てる場合には、

当該新株予約権に、買付者等およびその関係者による権利行使は認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることが予定されています。

- (vii) 本対応策の有効期間は、平成23年3月期に関する定時株主総会終結の時までとします。

(4) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

- ① 本対応策が基本方針に沿うものであること

本対応策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

- ② 本対応策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、次の理由から、本対応策は、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (i) 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の要件を完全に充足していること
- (ii) 株主意思を重視するものであること
- (iii) 独立性の高い社外者の判断を重視し、適時適切な情報開示を定めていること
- (iv) 合理的な客観性要件を設定していること
- (v) 外部専門家の意見を取得することとしていること
- (vi) 当社取締役の任期は1年であること
- (vii) デットハンド型（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではないこと

以上

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
資産の部	142,083	負債の部	78,447
流動資産	73,388	流動負債	49,407
現金及び預金	7,603	買掛金	13,528
受取手形	543	短期借入金	15,140
売掛金	32,872	1年内返済予定長期借入金	2,879
有価証券	1,001	リース債務	325
商品及び製品	12,101	未払金	3,251
原材料及び貯蔵品	15,602	設備未払金	3,463
前払費用	273	未払費用	5,246
繰延税金資産	1,711	未払法人税等	2,265
短期貸付金	36	未払消費税等	209
その他貸倒引当金	△1	前受り金	23
		預り金	2,117
		賞与引当金	863
		役員賞与引当金	41
		製品回収引当金	4
		その他	47
固定資産	68,694	固定負債	29,040
有形固定資産	54,849	社債	5,000
建物	8,814	長期借入金	13,367
構築物	3,444	繰延税金負債	4,932
機械装置	20,304	退職給付引当金	2,789
車両運搬具	12	役員退職慰労引当金	263
工具器具備	449	環境対策引当金	117
土地	19,523	長期預り敷金保証金	1,677
リース資産	1,217	リース債務	891
建設仮勘定	1,082	純資産の部	63,636
無形固定資産	1,352	株主資本	61,516
のれん	658	資本金	10,000
ソフトウェア	632	資本剰余金	43,717
施設利用権	61	資本準備金	32,393
その他	0	その他資本剰余金	11,324
投資その他の資産	12,492	利益剰余金	8,004
投資有価証券	7,856	利益準備金	2
関係会社株	3,091	その他利益剰余金	8,002
出資	9	固定資産圧縮積立金	571
長期貸付金	506	繰越利益剰余金	7,430
前払費用	21	自己株	△205
その他	1,152	評価・換算差額等	2,119
貸倒引当金	△145	その他有価証券評価差額金	2,049
		繰延ヘッジ損益	69
資産合計	142,083	負債及び純資産合計	142,083

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		170,875
売上原価		140,601
売上総利益		30,274
販売費及び一般管理費		23,398
営業利益		6,875
営業外収入	27	
受取配当金	240	
雑収入	161	429
営業外費用		
雑支出	581	
経常支出	150	732
経常利益		6,572
特別利益		
固定資産売却益	0	
貸倒引当金戻入益	1	
関係会社清算益	3	4
特別損失		
固定資産除却損	1,024	
固定資産売却損	2	
減価償却損	47	
投資有価証券売却損	0	
会員権評価損	4	
リース解除損	24	
製品回収関連損失	31	
環境対策引当金繰入額	25	1,161
税引前当期純利益		5,415
法人税、住民税及び事業税	3,173	
法人税等調整額	△849	2,323
当期純利益		3,092

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成21年3月31日残高	10,000	32,393	11,326	43,719
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△1	△1
平成22年3月31日残高	10,000	32,393	11,324	43,717

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成21年3月31日残高	2	690	5,555	6,248	△180	59,787
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△1,336	△1,336		△1,336
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		△118	118	—		—
当 期 純 利 益			3,092	3,092		3,092
自己株式の取得					△35	△35
自己株式の処分					10	9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	△118	1,874	1,755	△24	1,729
平成22年3月31日残高	2	571	7,430	8,004	△205	61,516

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成21年3月31日残高	1,482	93	1,575	61,363
当期変動額				
剰余金の配当				△1,336
固定資産圧縮 積立金の取崩				—
当期純利益				3,092
自己株式の取得				△35
自己株式の処分				9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	567	△24	543	543
当期変動額合計	567	△24	543	2,272
平成22年3月31日残高	2,049	69	2,119	63,636

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

I. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

: 移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの : 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの : 移動平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ : 時価法

ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(3) たな卸資産

原材料中の大豆・菜種・トウモロコシ・あまに

: 先入先出法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定)

上記以外のたな卸資産 : 月別総平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定)

II. 固定資産の償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建 物：定額法

上記以外の有形固定資産：定率法

なお、主な耐用年数は、建物が7年～50年、構築物が9年～50年、機械装置が6年～15年であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

：定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。また、のれんについては5年で償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

III. 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

IV. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 製品回収引当金

製品自主回収に関する費用の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として計上することとしております（前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております）。

(6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金及び執行役員の退職給付の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

(7) 環境対策引当金

有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。

V. 重要なヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象：	<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
	為替予約	外貨建買掛金及び 外貨建予定取引
	金利スワップ	借入金

(3)ヘッジ方針：内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法：ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

VI. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

VII. 重要な会計方針の変更

「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）の適用

当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。これに伴う、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

【貸借対照表に関する注記】

I. 保証債務

保 証 先	保 証 金 額 (百万円)	備 考
従 業 員	12	住宅ローン等に対する保証債務
計	12	

II. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	13,581百万円
短期金銭債務	2,934百万円

III. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	97,935百万円
----------------	-----------

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引

営業取引による取引高	
売上高	77,148百万円
仕入高	7,663百万円
営業取引以外の取引による取引高	296百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株 式 の 種 類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	510,332	114,982	30,631	594,683

(注)増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

【税効果会計に関する注記】

I. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	百万円
貸倒引当金	58
退職給付引当金	1,876
役員退職慰労引当金	107
未払金	1,097
賞与引当金	334
未払社会保険料	50
固定資産除却損	203
減価償却費	17
たな卸資産評価減	18
有価証券評価減	150
会員権等評価減	117
未払事業税	187
土地評価減	919
その他	147
	繰延税金資産小計 5,286
評価性引当額	△1,276
	繰延税金資産合計 4,010
 (繰延税金負債)	
土地の評価増による増加	△4,876
退職給付信託に係る益金不算入額	△669
固定資産圧縮積立金	△394
その他有価証券評価差額金	△1,243
繰延ヘッジ損益	△47
	繰延税金負債合計 △7,231
	繰延税金負債の純額 △3,221

II. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.3%
法人住民税等の均等割額	0.6%
税額控除額	△0.3%
その他	0.0%
税効果会計適用後法人税等の負担率	<u>42.9%</u>

【関連当事者との取引に関する注記】

I. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
その他の 関係 会社	味の素㈱	東京都 中央区	79,863	食料品 等製造 その他	被所有 直接 27.3	転籍 6人	当社製品 の販売	油脂 製品 の販売	58,999	売掛金	9,951

(注) 上記金額のうち取引金額のみ消費税等は含まれておりません。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

製品の販売については、味の素㈱の再販売価格と同額であります。なお、販売対価として0.8%のコミッションを支払っております。

II. 子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	日華油脂㈱	東京都 中央区	290	製油関 連事業	直接 100	兼任 3人	当社製品 受託生産 及び販売	油脂 製品 の販売	11,135	売掛金	2,053

(注) 上記金額のうち取引金額のみ消費税等は含まれておりません。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

製品の販売については、市場価格等を参考に決定しております。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額 381.17円

(2) 1株当たり当期純利益 18.51円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載していません。

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益 3,092百万円

普通株式に係る当期純利益 3,092百万円

普通株式の期中平均株式数 166,995,268株

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	144,726	負債の部	78,171
流動資産	75,613	流動負債	49,210
現金及び預金	8,032	支払手形及び買掛金	14,716
受取手形及び売掛金	34,787	短期借入金	15,140
有価証券	1,001	1年内返済予定長期借入金	2,879
商品及び製品	12,161	未払法人税等	2,334
原材料及び貯蔵品	15,602	未払消費税等	235
繰延税金資産	1,738	賞与引当金	894
その他	2,326	役員賞与引当金	45
貸倒引当金	△36	製品回収引当金	4
		その他	12,958
固定資産	69,112	固定負債	28,961
有形固定資産	56,254	社債	5,000
建物及び構築物	12,405	長期借入金	13,367
機械装置及び運搬具	20,369	繰延税金負債	4,296
土地	20,700	退職給付引当金	2,933
建設仮勘定	1,091	役員退職慰労引当金	273
その他	1,688	環境対策引当金	117
無形固定資産	780	長期預り敷金保証金	2,072
投資その他の資産	12,077	その他	900
投資有価証券	10,190	純資産の部	66,555
長期貸付金	506	株主資本	64,335
繰延税金資産	315	資本金	10,000
その他	1,215	資本剰余金	31,633
貸倒引当金	△150	利益剰余金	22,908
		自己株式	△206
		評価・換算差額等	2,220
		その他有価証券評価差額金	2,159
		繰延ヘッジ損益	69
		為替換算調整勘定	△7
資産合計	144,726	負債及び純資産合計	144,726

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位：百万円)

科	目	金	額
売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業外収益 受取配当金 受持分による投資利益 雑業外費用 支雑支	利益		176,738
	利益		144,649
	利益		32,088
	利益		24,769
	利益		7,319
	利息	27	
	当金	147	
	投資利益	128	
	入	177	480
	利息	579	
出	155	734	
経常	利益		7,064
特別利益 固定資産売却益 貸倒引当金戻入益 関係会社清算益 特別損失 固定資産除却損 固定資産売却損 減損 投資有価証券売却損 会員権評価損 リリース解約損 製品回収関連損失 環境対策引当金繰入額 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益	利益		
	利益	0	
	利益	1	
	利益	3	5
	損失		
	損失	1,080	
	損失	2	
	損失	47	
	損失	0	
	損失	5	
	損失	24	
	損失	31	
	繰入額	25	1,217
利益		5,852	
税	3,286		
額	△809	2,477	
利益		3,375	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成21年3月31日残高	10,000	31,635	20,868	△182	62,322
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△1,336		△1,336
当期純利益			3,375		3,375
自己株式の取得				△35	△35
自己株式の処分		△1		10	9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	一	△1	2,039	△24	2,013
平成22年3月31日残高	10,000	31,633	22,908	△206	64,335

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算 差額等合計	
平成21年3月31日残高	1,524	93	△17	1,600	63,922
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△1,336
当期純利益					3,375
自己株式の取得					△35
自己株式の処分					9
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	634	△24	9	620	620
当期変動額合計	634	△24	9	620	2,633
平成22年3月31日残高	2,159	69	△7	2,220	66,555

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

I. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 : 4 社
連結子会社の名称 : (株) J-ウィズ、(株) J-ビジネスサービス、日華油脂(株)、(株) J-ケミカル
- (2) 主要な非連結子会社名 : (株) J-サービス、坂出ユタカサービス(株)、横浜パック(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社 9 社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

II. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用の非連結子会社 : 持分法適用の非連結子会社はありません。
- (2) 持分法適用の関連会社 : 3 社
持分法適用の関連会社の名称 : (株) ユタカケミカル、太田油脂(株)、Siam Starch Co., Ltd.
- (3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社 : 持分法を適用していない非連結子会社（(株) J-サービス以下 9 社）、及び関連会社（(株) JOYアグリズ以下 2 社）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

Ⅲ. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

: 連結決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

: 移動平均法に基づく原価法

②デリバティブ

: 時価法

ただし、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

③たな卸資産

原材料中の大豆・菜種・トウモロコシ・あまに : 先入先出法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定)

上記以外のたな卸資産

: 月別総平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建 物 : 定額法

上記以外の有形固定資産 : 定率法

なお、主な耐用年数は建物及び構築物が7年～50年、機械装置及び運搬具が6年～15年であります。

②無形固定資産（リース資産を除く）: 定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 製品回収引当金

製品自主回収に関する費用の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、当連結会計年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として計上することとしております（前払年金費用は投資その他の資産の「その他」に含めて計上しております）。

⑥役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員退職慰労金及び執行役員の退職給付の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

⑦環境対策引当金

有害物質の処理等の環境対策の支出に備えるため、合理的な損失見積額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法：繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象：	<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
	為替予約	外貨建買掛金及び 外貨建予定取引
	金利スワップ	借入金

③ヘッジ方針：内規に基づき、為替変動及び市場金利の変動によるリスクを低減する目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法：ヘッジ期間全体のキャッシュ・フロー総額をひとつの単位とみなし、各有効性判定時点で既経過分キャッシュ・フロー総額を算定し、ヘッジ対象とヘッジ手段の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較する方法によっております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(7) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(8) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、個別案件ごとに判断し20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。ただし、金額が僅少の場合は、発生した期の損益として処理することとしております。

(9) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）の適用

当連結会計年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。これに伴う、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

【連結貸借対照表に関する注記】

I. 保証債務

保 証 先	保 証 金 額 (百万円)	備 考
従 業 員	12	住宅ローン等に対する保証債務
計	12	

II. 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 98,939百万円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

I. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	167,542,239	—	—	167,542,239

II. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	516,863	114,982	30,631	601,214

(注)増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

III. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	668	4	平成21年 3月31日	平成21年 6月29日

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年11月9日 取締役会	普通株式	668	4	平成21年 9月30日	平成21年 12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	667	4	平成22年 3月31日	平成22年 6月30日

【金融商品に関する注記】

I. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、主に植物油脂の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。借入金及び社債は、主に設備投資及び運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長4年半後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「Ⅲ. 会計処理基準に関する事項」に記載されている「(5)重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における債権担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた財務取引に関する規程に基づいて行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち28.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（「注2」を参照ください。）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,032	8,032	—
(2) 受取手形及び売掛金	34,787	34,787	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	8,004	8,004	—
資産計	50,825	50,825	—
(1) 支払手形及び買掛金	14,716	14,716	—
(2) 短期借入金	15,140	15,140	—
(3) 社債	5,000	4,951	49
(4) 長期借入金	16,247	16,247	0
負債計	51,104	51,055	49
デリバティブ取引 (※)	116	116	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示します。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

当社の発行する社債は、組込デリバティブ取引を利用した社債であります。時価は取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

① 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価(※1)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	7,298	—	160
	ユーロ		186	—	3
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	6,669	—	(※2)
	ユーロ		73	—	(※2)
合計			14,227	—	—

(※1) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(※2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体となって処理されている為はその時価は当該買掛金の時価に含めておりません。

②金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価(※)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	短期借入金	3,000	—	△ 47
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	15,400	12,800	△ 235
合計			18,400	12,800	△ 282

(※) 時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,186

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,032	—	—	—
受取手形及び売掛金	34,787	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
社債	1	8	—	—
その他	1,000	—	—	—
合計	43,820	8	—	—

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	—	—	—	5,000	—	—
長期借入金	2,879	2,739	7,655	2,655	316	—
合計	2,879	2,739	7,655	7,655	316	—

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

【1株当たり情報に関する注記】

(1) 1株当たり純資産額 398.67円

(2) 1株当たり当期純利益 20.21円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

※ 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の当期純利益 3,375百万円

普通株式に係る当期純利益 3,375百万円

普通株式の期中平均株式数 166,988,737株

【その他の注記】

I. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	百万円
貸倒引当金	61
土地評価減	7
退職給付引当金	1,933
役員退職慰労引当金	111
未払金	1,097
固定資産除却損	216
減価償却費	26
有価証券評価減	150
会員権等評価減	120
賞与引当金	349
繰越欠損金	349
未実現利益	230
未払事業税	191
その他	217
繰延税金資産小計	<u>5,063</u>
評価性引当額	<u>△364</u>
繰延税金資産合計	<u><u>4,699</u></u>

(繰延税金負債)

連結上の土地の評価差益	△4,471
退職給付信託に係る益金不算入額	△669
その他有価証券評価差額金	△1,349
固定資産圧縮積立金	△402
その他	△47
繰延税金負債合計	<u>△6,941</u>
繰延税金負債の純額	<u><u>△2,242</u></u>

II. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因となった主な項目の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため注記を省略しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月11日

株式会社 J - オイルミルズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚原雅人	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今井靖容	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂本満夫	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社J - オイルミルズの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月11日

株式会社 J-オイルミルズ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 塚原雅人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今井靖容 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂本満夫 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社J-オイルミルズ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月12日

株式会社J - オイルミルズ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 廣 田 秀 雄 ㊟

常勤監査役 佐 伯 賢 ㊟

監 査 役(社外監査役) 浮 田 武 家 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおり期末配当を実施いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

株主の皆様への安定した利益還元の維持と企業体質の強化や今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の確保等を勘案し、次のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金4円
配当総額 667,790,224円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成22年6月30日（水）

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	うめだ すみかず 榎田 純和 (昭和25年8月2日生)	昭和49年4月 味の素株式会社入社 平成5年7月 同社調味料・油脂事業本部油脂部部長 平成13年3月 味の素製油株式会社常務取締役 平成14年4月 当社取締役 平成16年1月 味の素製油株式会社専務取締役 平成16年4月 当社常務執行役員 平成17年6月 当社専務執行役員（現任） 平成22年4月 当社代表取締役（現任） (コーポレート部門 担当)	17,000株
2	かわばた かずお 河端 和雄 (昭和22年9月21日生)	昭和48年4月 住友商事株式会社入社 平成9年10月 同社油脂部長 平成10年6月 吉原製油株式会社監査役 平成12年6月 同社取締役 平成14年6月 同社常務取締役 平成14年12月 当社取締役 平成16年1月 吉原製油株式会社専務取締役 平成16年4月 当社常務執行役員 平成17年6月 当社専務執行役員（現任） 平成18年4月 当社製油事業本部長（現任） 平成19年6月 当社代表取締役（現任）	18,260株
3	さわの まさとし 澤野 雅俊 (昭和17年1月15日生)	昭和39年4月 豊年製油株式会社（平成元年4月、株式会社ホーネンコーポレーションに商号変更）入社 平成7年4月 同社首都圏支店長 平成7年6月 同社取締役 平成16年4月 当社常務執行役員 平成17年6月 当社専務執行役員（現任） 平成18年4月 当社油脂営業本部長（現任） 平成19年6月 当社代表取締役（現任）	65,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	なかぞの なおき 中園 直樹 (昭和25年8月15日生)	昭和49年4月 味の素株式会社入社 平成14年4月 同社コーポレート購買部長 平成15年6月 味の素製油株式会社常務取締役 平成15年6月 当社取締役(現任) 平成16年4月 当社常務執行役員 平成19年6月 当社専務執行役員(現任) 平成20年4月 当社第二事業本部長(現任)	22,000株
5	まつぎき なりひで 松崎 成秀 (昭和28年5月9日生)	昭和54年4月 味の素株式会社入社 平成12年7月 同社食品事業本部油脂部部长 平成13年3月 味の素製油株式会社取締役 平成16年4月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務執行役員(現任) 平成20年4月 当社研究開発本部長(現任) 平成20年6月 当社取締役(現任)	2,000株
6	まつい しんいち 松居 伸一 (昭和28年11月6日生)	昭和52年4月 豊年製油株式会社(平成元年4月、株式会社ホーネンコーポレーションに商号変更)入社 平成9年6月 同社食品・油脂本部製油部長 平成11年6月 同社取締役 平成13年6月 同社執行役員 平成16年7月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務執行役員(現任) 平成21年6月 当社カスタマー・サポート・センター長(現任) (加工・食材営業部、油脂開発企画室 担当)	24,000株
7	よしだ さとし 吉田 哲 (昭和32年1月30日生)	昭和54年4月 吉原製油株式会社入社 平成17年6月 当社横浜工場長 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員(現任) 平成21年6月 当社生産本部長(現任)	3,260株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役廣田秀雄氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。選任される監査役の任期は、当社定款第31条の定めに基づき、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
ほしのくにゆき 星野国幸 (昭和25年6月12日生)	昭和50年4月 味の素株式会社入社 平成14年7月 同社調味料・食品カンパニー札幌支店長 平成15年4月 北海道味の素株式会社代表取締役社長 平成19年6月 味の素パッケージング株式会社代表取締役社長（現任）	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者とした理由は、味の素株式会社での長年の勤務と、北海道味の素株式会社および味の素パッケージング株式会社での代表取締役社長としての経験から、広く食品業界および会社経営に精通しており、経営者の職務執行に対する客観的な監視・監督が期待されるためであります。
4. 北海道味の素株式会社（平成17年6月24日退任）および味の素パッケージング株式会社（平成22年6月16日退任予定）は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者（主要取引先）である味の素株式会社の子会社であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役長嶋憲一氏の選任の効力は、本総会開始の時をもって失われるため、法令に定める監査役（社外監査役を含む。）の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案における選任の効力は、監査役の任期との統一を図るため、当社定款第32条の定めに係わらず、本定時株主総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとさせていただきます、また、就任前に限り、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
むぎた こういちろう 麦田 浩一郎 (昭和20年12月28日生)	昭和44年10月 司法試験合格 昭和47年4月 米津合同法律事務所入所 平成6年8月 麦田法律事務所開設（現任）	0株

- (注)
1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、企業法務を中心とする法律家としての知識・経験から、専門知識と社会的な見識に裏打ちされた監視・監督が期待され、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断するためであります。
 4. 候補者は、当社で導入している買収防衛策（平成20年6月27日開催の第6回定時株主総会決議）に係る独立委員会の委員であります。
 5. 候補者が他の監査役の補欠として監査役に就任した場合、当社は候補者との間で、会社法第427条第1項および当社定款第37条の定めに基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額4,120万円を支給することといたしたいと存じます。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される取締役佐々木晨二、中井武の両氏および監査役廣田秀雄氏に対しまして、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
さ さ き し ん じ 佐々木 晨二	平成14年4月 当社代表取締役副社長 平成17年6月 当社代表取締役社長（現任）
な か い た け し 中 井 武	平成21年6月 当社取締役（現任）
ひ ろ た ひ で お 廣 田 秀 雄	平成16年6月 当社常勤監査役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図



< 会場 > 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町 3階会議室

※専大通りに面した正面入口からお入りください。

<交通のご案内> 九段下駅「7番出口」 徒歩3分(東西線)
「5番出口」 徒歩4分(半蔵門線・新宿線)
神保町駅「A2出口」 徒歩5分(半蔵門線・新宿線・三田線)
水道橋駅「西口」 徒歩9分(JR線)
「A2出口」 徒歩11分(三田線)

< お願い > 会場周辺の道路および駐車場は混雑が予想されますので、
お車でのご来場はご遠慮ください。